

[02]九州文化史研究所紀要表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/7174314>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 2, 1952-03. KYUSHU BUNKASHI KENKYUSHO
バージョン：
権利関係：



第一條 この研究所は九州文化史研究所と稱し、九州大學内に設置し、文學部・法學部・經濟學部の共同管理とする。

第二條 この研究所は、左の諸部門に關する九州文化の史的解明及びこれに關連する研究を目的とする。

一般文化史部門 政治史社會史部門 法制史部門
經濟史部門 對外交渉史部門 キリシタン文化史部門

第三條 この研究所は、前條の目的を達成するために左の事業を行う。

- 1 史料の採訪・整理・保存・複寫
2 慣行の調査
3 研究及び發表
4 紀要の發行
5 その他必要なる事業

第四條 この研究所に次の職員をおく。

- | | |
|-------------------|----|
| 3 | 1 |
| 研究所
研究員
若干名 | 所長 |
| 4 | 2 |
| 事務所
事務員
若干名 | 所員 |

第五條 1 所長は九州大學文學部長をもつてこれに充て、九州文化史研

究所を代表し、所員會の議長となり、その決議により事務を掌理する。
2 所員は九州大學文學部・法學部・經濟學部（以下三學部と稱す）の研究
究所事業關係の教授・助教授・專任講師たる者をもつてこれに充て、研
究に従事する。

3 研究員は三學部の研究所事業關係の助手・大學院特別研究生たる者をもつてこれに充て、所員の指導の下に研究に従事する。

4 事務員は三學部事務職員のうちから所長が委嘱する。事務員は所長の指揮をうけて事務を處理する。

第六條 所員會は所員を以て構成し、研究所の運営及び人事その他必要な事項を決定する。

第七條 所員會の決定により、隨時所員又は研究員を囑託し、研究を委嘱することができる。

第八條 この研究所に、研究を補助するため、研究員若干名をおくことができる。

昭和二十六年度所員及び事務員は次の如くである。

昭和二十七年十月廿五日印刷
昭和二十七年十月三十日發行

福岡市箱崎町九州大學內

發行所 九州文化史研究所

印刷者 堀川庄三

印刷所 九州大學印刷所